

令和3年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
令和3年3月12日(金曜日)  
午前10時00分 開会

都市整備部長 米澤 勝君  
市立美唄病院事務局長 今澤 清隆君  
消 防 長 相馬 一司君  
総務部総務課長 平野 太一君  
総務部総務課長補佐 高橋 修也君

### ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第24号 令和2年度美唄市一般  
会計補正予算(第12号)  
第3 一般質問

教育委員会教育長 天野 政俊君  
教育委員会教育部長 阿部 良雄君

選挙管理委員会委員長 中田 礼二君  
選挙管理委員会事務局長 日下 聡君

### ◎出席議員(13名)

議長 金子 義彦君  
副議長 桜井 龍雄君  
1番 森 明人君  
2番 伊藤 真久君  
3番 齋藤 久美夫君  
4番 山上 他美夫君  
5番 山崎 一広君  
6番 川上 美樹君  
7番 楠 徹也君  
8番 松山 教宗君  
9番 本郷 幸治君  
10番 紫藤 政則君  
12番 谷村 知重君  
13番 小関 勝教君

農業委員会会長 今田 邦彦君  
農業委員会事務局長 高田 裕二君

監査委員 西尾 正君

### ◎事務局職員出席者

事務局長 村谷 昌春君  
次 長 門田 昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 本郷幸治議員

10番 紫藤政則議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に、日程の第2、議案第24号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

### ◎出席説明員

市長 板東 知文君  
副市長 市川 厚記君  
総務部長 猪谷 憲恭君  
市民部長 松田 公史君  
保健福祉部長 高橋 英雄君  
経済部長 東 貴弘君

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、議案第24号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第12号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ8,000万円を増額補正し、補正後の予算総額を210億8,448万1,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、土木費に記録的な大雪により、排雪に要する経費に不足が生じることから、除排雪事業を増額計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を増額補正し、財源対応いたしました。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第24号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

6番川上美樹議員

●6番川上美樹議員（登壇） 令和3年第1回市議会定例会におきまして、大綱3点につき市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、医療行政についてです。

まず1つ目として、建替えをするための整備財源についてです。2月1日に開催した地域医療体制等調査特別委員会では、総事業費は33億から35億を予定しているとのことで、このことについては新聞報道もされたところであります。本市は、一般会計が160数億程度であり、33億から35億の事業というのは、私は大事業だと思います。だからこそ、事業費の財源や市民負担については、概算であっても市民に知らせておく必要があると思います。さらに、市民負担は少なくなるよう、造って良かったと喜ばれる病院が早く完成できたらと思う次第です。前日の同僚議員の質問と一部重なる部分がございますが、私からも質問をさせていただきます。

1点目は、現時点で想定している財源の内訳についてです。2月1日の地域医療体制等調査特別委員会でも答弁はいただいておりますが、改めて、市民にお示ししたいところです。委員会から1か月半が経過し、この間、新たな財源なども検討されているところかと思っております。現時点ではどのような財源内訳になっているのでしょうか。特に、大きな財源を占める補助金には、立地適正化計画に伴う補助金を想定されていると答弁があり

ました。全事業費33億から35億に関する財源内訳がどのようなものであり、いくらなのかを具体的に市から市民へ示していただきたく、市長に伺います。

2点目は、現時点で想定される市民負担がいくらになるのかということです。新計画において、現時点で想定されている整備財源をもとにした市民負担がどのような範囲で考えられているのか。新聞報道だけではなく、市から市民へしっかりと伝えておくべきと思いますが、このことについて、市長に伺います。

次に2つ目ですが、2月1日の地域医療体制等調査特別委員会のあと、病院事務局、保健福祉部、都市建築住宅課、総務部財政課など、関係部署を4つとの庁内会議は何度開かれ、どのような進捗状況となっているのか伺います。

次に3つ目ですが、工事の事業の工程スケジュールについて伺います。市長の目指す令和5年度開院に向け、補助金の申請から開院までの工程スケジュールについては、現時点でどのようになっているのかを伺います。

大綱2点目は、健康行政についてです。本市における健康推進事業においては、妊娠、子育てから生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康を推進するため啓発活動、後援会、交流会など、多くの取り組みを行っていることを承知しているところです。2055年には総人口の約4割が65歳以上、徒歩圏内に生鮮食品店がない高齢者、単独世帯数が増えること、町内会などの地域交流が希薄になることの高齢孤立化リスク、そして医療費の増大なども国の調査で課題となっているところです。超高齢化における健康で長生きすることがいか

に大切かは明確と言えます。しかし、高齢になれば、なにがしかの疾病が出てくることも多くなり、予防をはじめ、医療、福祉の連携を一体的に取り組むというまちづくりは本市にとっては大変重要なことだと思います。

そこで質問ですが、1つ目として、超高齢化社会における健康推進施策の充実化をどのように図っていく考えなのか。

2つ目として、疾病予防である健康推進施策と病気になったときの医療機関、さらには介護、住まい、生活支援について、どうやってこれらをつなげていくのか。その環境整備については、どのように考えているのか、市長に伺います。

大綱3点目は、教育行政執行方針について伺います。

1つ目は、確かな学力の育成として、GIGAスクール構想について伺います。スマートフォンからエンジンをかけることができる車も既に登場しており、世の中はコンピューターの処理速度の高速化、大容量化で大きく自動化が進んでいます。それに応じて、学校における読み書きそろばんのスキルが大きく変わり、政府主体で推進するICTを積極活用した教育改革の構想は、これからの時代に必要な教育を掲げた構想であり、国も挙げて大型投資を進めています。生徒一人一人がICTスキルを身につけられるようにGIGAスクール構想では、ハード面、ソフト面、指導体制の三位一体となった改革を各学校が主体となって進めています。

そこで質問ですが、本市におきましても、多くのICT活用が学校において行われておりますが、その現状と今後のあり方について、

どう考えているのか、教育長にお伺いをいたします。

2つ目は、豊かな心の育成として、適応指導教室について伺います。不登校になった児童、生徒が学校とは違う場所で勉強したり、困り事を相談する場所が適応指導教室ですが、この存在は、児童、生徒、そして保護者にとっても心のよりどころであり、その存在は大きなものと思います。教育行政執行方針にも、個々の児童、生徒に応じた、きめ細やかな支援をするとありますが、現状と今後のあり方についてはどう考えているのか、教育長にお伺いいたします。

●市長板東知文君（登壇） 川上議員の質問にお答えします。

新しい市立病院建替えについてであります。初めに、事業費に対する財源内訳につきましては、総事業費33億円と想定した場合においては、病院事業債で11億円程度、過疎対策事業債で11億円程度、補助金・基金等の活用で11億円程度と考えております。また、総事業費を35億円と想定した場合においては、病院事業債で12億円程度、過疎対策事業債で12億円程度、補助金・基金等の活用で11億円程度を見込んでいただいております。

次に、現時点で想定されます、起債償還に係る市民負担につきましては、総事業費を33億円と想定した場合においては、年間約4,100万円と推計しており、これを本市の人口2万人で除した場合、市民一人当たりの負担額は、年2,000円と推計しております。また、総事業費を35億円と想定した場合においては、年間約4,500万円と推計され、市民一人あたりの負担額は年、約2,200円と推計しております。

次に、庁内会議につきましては、これまでの「規模の適正化と集約化」だけでなく、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に向けて、求められる施設の機能を重視し、複合化、転用をはじめとした取り組みについて、関係部署で協議を重ねているところでございます。

次に、補助金につきましては、国の交付要綱等に基づき、令和4年6月に概算要望、令和5年1月に本要望を行い、令和5年3月末に交付決定を予定しているところであります。また、新しい病院の開院時期につきましては、令和5年度中を目指して、努力してまいります。

次に、超高齢化における健康推進施策についてであります。美唄市健康増進計画である「びばいヘルシーライフ21」に基づき、「人が健康、まちも健康～住んで良かったまち美唄」を基本理念とし、市民、地域、行政が連携し、一体となり、社会全体で健康づくりや取り組みを推進してきているところであります。それぞれのライフステージに応じた健康づくりの支援体制を整えていただいております。また、住みなれた地域で暮らしながら、医療を受けられる体制としていくためには、市を中心に地域の関係者が共同して、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築することが必要であり、そのためには、医療、介護、予防、生活支援、住まいなど、地域の実地に応じた取り組みが求められているところでございます。特に、高齢者医療に関しては、病気とどう付き合っていくかを考え、個人や家庭の希望にかなった医療を受けられるような医療体制を整備するとともに、

在宅医療支援病院としての役割を十分に果たし、患者や家族が望む場合には、在宅のみならず、施設も含め、自宅で満足いく最後を迎えられるような地域包括ケアシステムの構築が不可欠であると考えております。

次に、健康・医療・福祉体制の連携についてであります。本市の健康推進施策を進める上で、医療、福祉、さらには地域や民間事業所などと幅広い連携と役割分担を図っていくことが大変重要になってきているものと考えており、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に向けて、健康づくりや介護予防等に取り組むほか、市民の皆さんのニーズに合わせた住まいの方の支援や、日常生活を支えるなど、在宅医療を望む方を支援する取り組みも強化することとしております。

今後におきましても、市民の皆様の「健康寿命」を延ばし、誰もが住みなれた地域で安心して健康に暮らすことができるよう、より一層の健康増進事業の推進を図ってまいります。

●教育長天野政俊君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、GIGAスクール構想についてであります。新学習指導要領では、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、情報手段を活用するために、必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが大切であると考え、児童生徒向けの一人一台端末のICT環境を整備してきたところであります。教材・教具や学習のツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的、対話的で深い学びの実現に向

けた授業改善につなげてまいります。また、児童生徒の発達段階に合わせたリモート学習や、いつでも自由にオンデマンド型の動画教材等を視聴した学習を効果的に進めるため、教職員の能力向上につながるような校内研修の充実に取り組んでまいります。さらに、学校の教科等指導におけるICTの活用や、学校の情報教育の充実、校務支援システムの活用などを推進するために教職員と教育委員会職員で構成する、「美唄市ICTプロジェクトチーム」を設置し、本市のICT教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、適応指導教室についてであります。学校に登校できず、家庭で過ごしている子どもたちのために、家庭や学校と協力して、学校に復帰できるよう支援しているところであります。子どもたちに、少しでも外の風を感じてもらおうと願い、学校と連携しながら、家庭との教育相談を強化するために、チラシを配布するなど、適応指導教室の活用や教育相談について、積極的な周知をしてきたところであります。その結果、気軽に相談できる場や利用できる場として活用されており、家庭で過ごしている子どもたちが、家庭から一歩外に踏み出すきっかけづくりの場となっております。適応指導教室では、自分でやりたいことを自分のペースで活動することを基本にして、悩み相談や体験、学習活動を行っており、指導員の指導により、読書や運動、教科学習などを行っているところであります。今後とも、適応指導教室と学校と家庭の連携を密にし、子どもたちの悩みや不安の解消と居場所づくりの充実に向けてまいります。

●6番川上美樹議員 自席より再質問をいた

します。

大綱1点目の医療行政について伺います。まずは、財源と市民負担についてです。想定している補助金は、立地適正化計画による補助金等ということですね。前は、約10億の金額でしたが、今回も同額を見込んだとすれば、実に事業費の3分1がこの立地適正化計画に伴う補助金に頼るということであり、この補助金が措置されるかどうかについては、今後の市の財政を大きく左右するものと思います。昨日の同僚議員の答弁にもあったように、計画では、病院に保健福祉総合施設を併設することになっていますが、現時点では行わないと、答弁をいただいております。これでは、立地適正化計画は見直しということになり、補助金の対象外になりませんか。

そこで、立地適正化計画の補助金が対象外となった場合について伺います。他にはどのような補助金がありますか。起債の借入れを増やしますか。そうでしたら、病院事業債と過疎債の割合はどうなりますか。病院事業債が増えた場合の病院の30年収支の推計と一般会計の財政推計はどうなりますか。一般会計からの法定外繰り入れも発生することはないですか。補助金が措置されなかった場合の市民負担はどうなりますか。このことについて、再度市長に伺います。

大綱2点目の健康行政について、再度お伺いいたします。健康推進施策について、健康・医療・福祉体制の連携については、これまでも地域との連携を図りながら支援体制を整えてきていることは、承知しておりますが、今まで以上に健康推進施策の推進を図るには、今までどおりの連携体制ではなく、より一歩

進んだ体制として新病院に保健センターの機能を有する保健福祉総合施設を併設して、医療との連携を図ることが最も必要であると思っておりますが、市長のお考えを伺います。

次に、大綱3点目の教育行政執行方針について再度、伺います。

1つ目のGIGAスクール構想ですが、本市の考えや取り組み状況について伺いましたが、ICTになかなかついていけないという児童生徒もいた場合、先生のほかに、パソコンの指導をいただける方の存在があったらよいかと思います。パソコンお助け隊のような形で地域の方にも協力をいただくことはいかがでしょうか。このことについて、教育長のお考えを伺います。

2つ目の適応指導教室ですが、現在、市役所4階で行われ、今まで以上に児童生徒が家から一歩踏み出している状況があるとのこと、担当指導者や市教委の努力がよくわかりました。保護者の皆様からは家庭的な雰囲気の中で、適応指導教室が行われれば、より行きやすいという声を聞きます。例えば、空き家や空き店舗などを利用しての家庭的な雰囲気の中でも、適応指導教室、こういった開催も考えてみてはどうかと思っておりますが、このことについて教育長のお考えを伺います。

●市長板東知文君 川上議員の質問にお答えします。財源についてであります。保健福祉総合施設につきましては、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に向けて、病院の機能、病床数の見直しを図りながら、病院内に複合化・転用をはじめとした取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、補助金がない場合の財源につきまして

ては、病院事業債、過疎対策事業債、基金等に加え、財政負担の軽減を図るため、厚生労働省の「地域医療介護総合確保基金」などの活用について、検討しているところでございます。

次に、病院事業債、過疎対策事業債の割合につきましては、対象事業費に対して、それぞれ50%となっております。

次に、補助金がない場合の市民一人あたりの負担額につきましては、想定事業費を33億円と想定した場合においては、年間5,900万円と推定しており、これを本市の人口2万人で除した場合、市民一人あたりの負担額は、年、約2,900円としております。先ほどと比較しますと、2,000円が2,900円ということで900円の増になるところでございます。また、総事業費を35億円と想定した場合においては、年間約6,400万円と推計され、市民一人あたりの負担額は、年約3,200円、先ほど申し上げました2,200円と比較しますと1,000円増えるというかたちになります。このように推計しております。

次に、一般会計からの繰り入れについてでございますが、これにつきましては、国が定める「地方公営企業繰出基準」、これに基づき、いわば建設改良費の元利償還金の2分1を繰り入れることとしており、それ以外の基準外の繰り入れについては、現時点では想定していないところでございます。

●教育長天野政俊君 川上議員の質問にお答えいたします。

I C Tの教育支援についてであります。先生や子供たちがストレスなく授業に集中し、子どもたちの学びを保障できる環境づくりを

目的として、G I G Aスクールサポーターを教育委員会に配置し、回線のトラブルや端末の故障などに対応するとともに、学校との窓口となるヘルプデスクを開設いたします。また、各学校に1名、日常のI C Tを使用した授業のサポートや機器の管理などを行うI C T教育支援員を配置したいと考えております。さらに、学校からの要望であるI C Tボランティアについては、学校支援地域本部と連携しながら、ボランティアを募集し、各学校に派遣できるよう取り組んでまいります。

次に、適応指導教室の環境につきましては、心身ともに、不安定になりやすい時期の子どもたちが安心して、くつろげるような居場所づくりを大切にしていきたいと思います。利用している子ども達の自主性を尊重しながら、悩みや不安を受け止め、和らげるようなサポートに努めてまいります。なお、空き家や空き店舗を利用した適応指導教室の開設につきましては、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

●市長板東知文君 答弁漏れがありましたので、再度答弁させていただきます。

川上議員の質問にお答えいたします。

健康・医療・福祉体制の連携についてであります。現在、保健センターでは、医療、福祉、介護のほか、子育てや教育機関、市民課、国保でございますけれども、市民課との連携により、市民への健康づくりの支援と健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めているところでございます。

医療との連携につきましては、市立美唄病院をはじめとする市内医療機関から健康相談や栄養相談の依頼があるほか、受動喫煙や生

活習慣病対策において、連携を図り、推進しているところではありますが、市内医療機関とのより一層、連携に加え、今後は、事業所などとも連携を進めていくこととしており、現時点では新たな施設の設置につきましては、予定していないところがあります。そのため、現保健センターを活用しつつ、新市立美唄病院と連携を図り、市民の健康増進や地域包括ケアの推薦を図ってまいりたいと考えております。

●6 番川上美樹議員 再度、大綱1点目と大綱2点目について2点、お伺いをいたします。

まず、大綱1点目の医療行政についてです。市長は市長になる前に立地適正化計画における補助金については、確定できるか、できないかわからないものをあてにして、計画をつくっている。計画行政ではないと多くの市民を集めて発言されていたと思います。しかし、現状はどうでしょうか。前は、何度も庁内や道との打ち合わせを繰り返し、財源の確保まで進めていたところでしたが、今回は、関係者との協議を重ねているというご答弁はいただいておりますけれども、具体的な回数や内容はお答えをいただいております。加えて、まちづくりの計画に変更が生じています。この状況で、補助金を財源に充てているのは、市長が言う計画行政と言えるのでしょうか。事業費の3分の1を占める補助金が措置されるかどうかよくわからない。新しい厚労省の基金、お答えいただきましたが、これも事前に関係省庁や道に打診、協議は必要となりますし、この基金に関しては、市町村での計画づくりをするということは、その期間も必要になるということです。そのような状況の

中で、市長の公約、一丁目一番地である病院建設は、工程スケジュールどおりに進むのでしょうか。病院の補助金のことだけでなく、病院のあり方については、まちづくり全体に係る都市再生整備計画、そして、道路や公園、看板整備なども行う都市構想再編集中支援事業は、令和5年から予定されていますが、これにも影響が出てくると思います。市長就任から1年9か月が経過し、財源確保など全体像がよく見えない。しかし、老朽化した病院は早急に建直す必要はある。市長の言う計画行政とは、どのようなものでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

大綱2点目の健康行政についてですが、なぜ、病院敷地内に保健福祉総合施設が必要なのか。国は、医療費の抑制に全力で取り組んでいます。社会保障費を削減するために一生懸命、取り組んでいます。超高齢化社会は確実に医療費を増大させることは容易に想像できます。そこで、いかに健康で長生きをするか。このことについて、美唄市が他市町村に見られないような医療スタッフと保健師、社会福祉も一体となって、健康の推進施策を打ち出して、健康をテーマに多くの市民が病院と併設された保健福祉総合施設を利用し、交流しながら、いかに健康状態を保っていくか。高齢になっても、健康寿命が長いまちは北海道の美唄市だと、全国1位だと、そういうことを目指すんだと、それには、様々な健康推進施策を市民に提供し、健康をテーマに、健康で交流を増やす、家に閉じこもっていて、なかなか外に出ないというような高齢者にも足を運んでもらうような健康施策を行う。運動不足な中高年にも足を運んでもらう。今以

上にです。そういうまちづくりをするということ。病院だけの問題ではありません。ですから、1つの敷地内に病院、保健センター、地域包括ケア体制、さらには、地域福祉、それらが一体となって、ワンストップで市民にサービスが提供できるようにすることが望ましいのではないのでしょうか。病院に保健福祉総合施設の併設を再考することを求めるとともに、改めて市長のお考えを伺います。

●市長板東知文君 はじめに、計画行政についてであります。

病院建設に関わって、今後どのような形で財源を確保し、持続可能なまち全体を含めた財政基盤を作っていくかということでございます。これにつきましては、現在、新しい第7期総合計画を作成いたしました。これに基づき、現在、財政推計プランを策定し、その下に、様々な長寿命化を含めた施設のありよう、見直しを図っているところでございます。こういった中、先の見通しは厳しくなっております。高齢化、人口減少が進む中で、財政規模が縮小してく中で、地域の課題にどう対応していくか、非常に厳しい環境にあると考えております。現在で可能な範囲内で人口を想定した交付税が基本になりますけれども、国調で5年ごとの推計を含めながら、それに耐えるような財政基盤をしっかりと作っていくこととでございます。一方、それ以外の色々な方からのご支援をいただくような形も含めて、様々な取り組み、今回で言えば、ふるさと納税を含め、色々な形で新たな財源もできてございます。また、国も今回のコロナ対策含め、非常に厚生労働省を中心に医療に対する考え方も現在、検討中でありま

す。の間も、様々な国の国会議員の方々も含めてお話の中で、現場サイドを踏まえて、どういう形にしたらいいのかということ、例えば、従前では考えられなかった幅の広さとか、床面積、どういった機能が必要かということも相談させていただいているところであり、今、大幅に国についても、医療関係の施設基準等、補助金の在り方については見直しを始めていこうとしております。

それから、補助金の申請についてでございますけれども、基本的に美唄市の考え方、基本構想・基本計画を作った上で、それが国の言う地域医療構想に合致するかどうかという段階でございます。南空知の二次医療圏の中でも岩見沢、三笠、美唄含め、色々議論を重ねておりますけれども、基本的に今の基本計画、構想については、その議論の中では、医療構想の考え方に合致しているということと認められてきているという中身でございます。今後は、更に厚生労働省だけではなくて、総務省、それから国土交通省含め、様々な形の省庁との関係がございまして、そこら辺も充分見極めながら、美唄にとって一番有利な形を今後ともしっかりと確認し、務めてまいりたいと考えております。

2点目の保健です。健康づくりについて、確かに議員のお話のとおり、健康で長寿社会というのは全く異論ありません。ただ問題なのは、地域医療構想を策定する場合にも、資料でお見せしましたけれども、日本の学術会議の中で、医療そのもののありようが高齢化に対応して転換すべきであるという提言を学会が国に提言してございます。それはまさに、これまでの治す医療から治し支える医療の転

換を図る、治す医療というのは単なる病院完結型ではなくて、治し、支える医療を地域全体で完結して、どう高齢社会を支えるかという形の転換が求められているところでございます。そういったことを含め、今回の次期美唄市の新たな建替えにあたっての医療構想、それから基本計画については、そういう考え方に基づいて、将来の美唄の人口が半分になる、高齢化率も現在で4割から6割になる。問題は後期高齢者75歳以上が現在約2割から倍になるという形で、そういった中で何が起き、それに対して、どう地域が応えていくという点で、地域包括システムが早急に作り上げることが大事だと考えております。そういう意味で、その内容を実現するための医療面からの必要な施設ということで、今回、地域医療、病院建替えの基本構想、基本計画、そういう角度から策定し、お伝えしたところでございます。もっと端的に言いますと、健康づくり、生活習慣病予防では、実際に後期高齢者になった場合、人に限界があるということも先程言いました、学会の提言の中にもあります。やはり終末期にあたって、長寿は実現できたけども、長寿の裏にある終末期、これをどう人間的尊厳をもって、終末期を迎えるか、単なる個々の臓器ではなくて、複数の慢性疾患を持ちながら生活をどう支えていくかということが、これから大きな地域の課題となっております。そういう意味では早急に地域包括システムの構築が喫緊の課題だと思っております。それにふさわしい病院づくりをしっかりと作ってまいりたいと考えております。健康づくりについても、そういう観点、そういう視点から見直しを図っていけば

ならないもの考えているところであります。

●議長金子義彦君 次に移ります。

2番伊藤真久議員。

●2番伊藤真久議員（登壇） 令和3年第1回定例会にあたり、大綱2点について一般質問をいたします。

大綱1点目は、美唄市における情報発信及び広報について市長にお尋ねします。

近年はICT等の急速な進化、変化に伴い、養成を含む様々な分野で、情報発信や広報のあり方も変化を求められております。今は、ネットが繋がっていれば、誰もが簡単に多種多様な情報を取得できる時代となりました。その中で、情報発信の媒体は新聞や広報紙などの紙媒体に加え、フェイスブックやツイッター、インスタグラムやラインなどのインターネット媒体が急速に普及しております。どちらが良い、悪いという話ではなく、それぞれにメリット、デメリットがあり、役割や目的、ターゲットを分担することで、より多くの人に情報を届けることができるようになりました。

そこでまず1点目、市民には市民が必要とする情報を正しく発信すること、市外には、地域の魅力を発信することが行政が行う情報発信の大きな役割と考えます。現在の市の情報発信について、市内・市民向けの情報発信の媒体・役割・効果の検証と、市外向けの情報発信の媒体・役割・効果の検証について、それぞれお伺いします。

次に、先ほども申し上げたとおり、現在は多種多様な情報になってきています。その中で、一方的な情報発信に留めることなく、必要としている人、求めている人に届く工夫を

しなくてはなりません。市民が欲しい情報を市が発信してくれる。それは、そこに住む市民が安心して暮らすためには、大変重要な話であります。市民が今、どんな情報を欲しがっているのか。あるいは、市外の人がどんな情報を欲しがっているのか。そういったニーズ調査を行うことで、市民にとっては、暮らしやすいまちづくり、市外の人にとっては、行ってみたいまち、住んでみたいまち、といった関係人口や移住・定住にも繋げることが必要ではないでしょうか。

そこで2点目、現在の市の市内・市民向けの情報ニーズの調査方法と、市外向けの情報ニーズの調査方法について、お伺いします。

そして3点目、緊急時や災害時の情報発信体制についてです。先般、2月24日の断水時においても、市の情報発信は一つ注目を集めました。ここでは、そのような事故による緊急時や災害時などの状況における全般的な情報発信について、お伺いします。

緊急時や災害時は、誰もが情報を求めます。いつ復旧するのか、何を準備しておけばいいのか、何をしてはだめなのか。そうした市民の不安を和らげるのは、市の素早く、正確な情報発信であります。平成28年4月発生の熊本地震について、地震の後、2か月以上が経過した時点において、調査が行われました。その調査の中で熊本地震におけるSNS活用に関する留意点についての意見として多数寄せられたのが、単なる被害状況や支援状況を示すのみの情報よりも、市民がとるべく具体的な行動等を示した情報発信をしてほしいという要望でした。そういった他市町村の例なども参考にし、市の緊急時や災害時の情報発

信体制を確立する必要があると考えます。

そこで、3点目として、緊急時や災害時における市民への迅速な情報発信の体制についてお伺いします。

続いて大綱2点目、新型コロナウイルス感染症について、市長にお伺いします。

まず、先般公表された、美唄市労働基本調査報告書についてであります。昨年9月の定例会において、私も新型コロナウイルス感染症の市内経済や動向把握について質問させていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響は、未だに強く、市内事業者への影響も続いております。市としては、これまでに様々な経済対策を行ってきたことは承知しておりますが、今後、さらなる市内事業者への支援を行う上で影響の度合いに応じた支援策を講じていくことの重要性は、一般質問、委員会等で同僚議員からも声が上がっているところであります。昨年9月の定例会の質問において、新型コロナウイルス感染症の影響調査について質問をしたところ、労働基本調査に新型コロナウイルス感染症の影響を把握するための項目を追加したとの答弁がございました。そこで、今回の労働基本調査における新型コロナウイルス感染症による影響調査の集計と、分析についてお伺いします。

次に、市内経済への影響調査について、昨年9月の一般質問の際、企業訪問による調査が12件と答弁をいただきました。その後の調査状況についてと、今後の市内経済の調査方法についてお伺いします。

以上、この場での質問を終わります。

●市長板東知文君（登壇） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

現在、市の情報発信についてであります。美唄市まちづくり基本条例の基本原則の一つに、「情報の共有」を掲げております。情報の共有は協働のまちづくり、市民主体のまちづくりを進めるうえで、前提事項といえますか、必要不可欠なものであり、市民一人一人がまちの課題を共有する大きなきっかけとなるものでございます。本市におきましては、広報紙メロディーをはじめ、市ホームページ、市フェイスブック、地デジ広報など、様々な媒体を活用し、市内外を問わず、市政情報や地域の情報などを発信しているところでございます。その中でも特に、広報紙メロディーにつきましては、市の情報や暮らしの情報、行事などを詳しく、かつ幅広く提供しており、市民の多くの方々が閲覧していることから、本市の広報の中心となるものと、位置づけております。また、市ホームページや市フェイスブックにつきましては、まちの最新情報やまちの魅力、観光情報などリアルタイムといえますか、速報を全国へ発信することが可能であり、市民の皆様への情報提供のほか、広く関係人口の創出、それから拡充の手段として、ふるさと応援団やふるさと納税拡充に大きくつながるものと考えております。今後とも、広報紙メロディーや市ホームページの更なる充実を図るとともに、新たにデジタルサイネージ、いわゆる電子看板、そういったものを含めた様々な媒体を複合的に活用することにより、相乗効果を高めながら、美唄らしいまちの魅力の情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、情報ニーズの調査についてですが、現在、まちづくり市民アンケート調査

において、把握した結果を踏まえた情報発信に努めているところであります。また、市内外向けの情報ニーズについては、市ホームページの項目別のアクセス数をニーズ把握の目安の一つとしているところであります。今後におきましても、様々な地域課題に対応するため、市民の皆さんの意向を十分踏まえながら、情報発信に努めてまいります。

次に、緊急時や災害時における市民への迅速な情報発信の体制についてですが、災害時の職員活動マニュアルに基づき、対応にあたっており、被害状況、救護所や医療機関の状況、避難所の開設状況などの各種情報を市ホームページ、市フェイスブック、地デジ情報、広報車、自治会への電話連絡などにより、逐次、市民の皆様にお知らせるとともに、各報道機関にも情報発信を要請するなど、様々な媒体を活用し、市民への迅速な情報発信を行うこととしております。今後におきましては、情報発信の方法、あり方について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、美唄市労働基本調査報告書についてであります。調査は昨年9月に美唄商工会議所と共同で、美唄市内の事業所405社を対象に従業員の賃金、労働時間等に関して、調査を行ったものであり、あわせて、新型コロナウイルス感染症による影響についても把握に努めたところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響調査につきましては、売上動向と減少時期、雇用状況、資金繰り、各種支援制度の利用状況の5項目を調査しております。はじめに、売上への影響としましては、回答がありました178社のうち「売上の減少があった」と答えた事業者が124社、「売上が増

加した」と回答した事業者が8社、「変化がなかった」と回答した事業者が39社、未回答が7社となっております。売上の減少があった時期につきましては、昨年の4月が最も多く、52社が回答しており、雇用状況については、やむを得ず正規採用減らした事業者が2社、パート・アルバイトを減らした事業者が10社、在宅勤務等を実施した事業者が10社、特に影響がなかった事業者が127社となっております。資金繰りにつきましては、国の制度資金を利用された事業者が61社、市の新型コロナウイルス感染症対策緊急資金を利用された事業者が44社、特に融資は利用されなかった事業者が57社でございます。また、新型コロナウイルス感染症の各種支援制度について、雇用調整助成金を知っている事業者が143社で、利用された事業者が20社、持続化給付金を知っている事業者が164社で、そのうち利用された事業者が69社、さらに、家賃支援給付を知っている事業者が151社で、利用された事業者が6社となっております。これらの調査結果からは、多くの市内事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国や道の支援施策とともに、市独自の経済支援施策を合わせて活用することにより、事業者の事業継続が一定程度、図られたものと考えております。

次に、市内経済への影響調査についてですが、市内の企業訪問につきましては、これまで、製造業、建設業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業などを中心に昨年10月から11月までの2か月間に133社を訪問し、国や道及び市の支援施策の説明のほか、新型コロナウイルス感染症による影響などの聞き取り

調査を行ったところでございます。企業からは、びばい経営支援金に関する問い合わせが多く、労働基本調査の回答がありました178社の約70%にあたる124社から売り上げが減少したと回答をいただいております。新型コロナウイルス感染症による影響が幅広い業種に及んでいると承知しているところでございます。このような状況を踏まえ、市としましては、びばい経営支援金の給付や新型コロナウイルス対策資金等に加え、国や道の支援制度を活用するなどして、飲食店や宿泊業をはじめとする地元企業の経済支援策などを講じるところでございます。また、商工会議所や金融機関との情報交換においては、これまで、新型コロナウイルス感染症に直接起因した市内事業者の倒産や廃業はないものと伺っており、事業者の事業継続に一定の成果があったものと考えております。今後とも、新型コロナウイルス感染症に伴う事業所の影響につきましては、市独自の支援施策の申請状況による分析のほか、商工会議所独自のアンケート調査や労働基本調査、企業のヒアリング調査、ハローワークなど関係機関からの情報収集などを通して現状をしっかりと把握し、適時、適切な支援策を切れ目なく講じてまいりたいと考えております。

●2番伊藤真久議員 自席より再質問いたします。

まずは、情報発信について、市内向けには、メロディーが中心となり、市外向けには主にホームページやフェイスブックを中心に進めているという状況と招致しました。近年増えているSNSですが、その一つ一つに特徴があり、利用する世代についても特徴がありま

す。メロディーやホームページ等、現在の情報発信について、どのような世代が情報を受け取っているのかなど、しっかりと調査し、今後さらに、SNSによる情報発信が増加する中で、様々な媒体を活用し、世代、地域を問わず、情報が行き渡るようにすべきと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

また、災害時、緊急時における情報発信の体制についてですが、職員活動マニュアル等に基づき、対応にあたるというお話でした。昨今では、SNSを防災に利用する自治体も増えつつあります。例えば、熊本市では、2017年よりSNSを活用し、職員の安否確認や情報収集、伝達の訓練にLINEを利用するなど、市役所内の情報共有にも、SNSの機能を利用しております。また、平29年3月には、内閣官房情報通信技術総合戦略室による災害対応におけるSNS活用ガイドブックが示され、災害対応において、SNSの有効性と、より多くの人に対し、必要な情報を確実に届ける手段の1つとして、SNSの活用が進められており、また、災害時の情報収集、分析の手段としても積極的な活用について示されております。他に、平成28年9月の道の内閣官房情報通信技術総合戦略室の防災、減災班が示したSNSの防災活用に関する自治体WEB調査では、緊急時には平常時のアカウントのトップの色を赤くするなど、緊急であることがわかるように強調表示をする、平常時から災時や行政情報に使用しているアカウントを緊急時も使用するなどといった自治体の取り組みや工夫を紹介しております。緊急時や災害時においては、情報の受け手である市民の方々が、必ずしも自ら情報を取得できる

状況にあるとは限りません。市としては、緊急時や災害時におけるアナウンスを自ら行い、より多くの人に情報を届け、積極的かつ迅速に周知することが必要と考えますが、市長の考えをお伺いします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症についてですが、労働基本調査報告書の件、承知いたしました。調査は昨年9月ということで、半年がたった今も影響が続き、各種イベントや会議もオンラインとの並行が続く中、市内事業者にも影響があります。今後は、業種という枠組みではなく、影響の大きさというフォーカスを持って、支援策を講じていくことが大事となります。答弁の中には、市独自の支援施策の申請状況による分析のほか、商工会議所独自のアンケート調査など、情報収集を行うとございました。今後の新型コロナウイルス感染症の影響度合い、規模感、売り上げの減少額などをしっかりと調査して、それに応じた支援策について、市長のお考えをお聞きいたします。

●市長板東知文君 伊藤議員の質問にお答えします。

初めに、広報媒体の活用についてですが、本市におきましては、広報紙メロディーをはじめ、様々な広報媒体を複合的に活用し、それぞれの相乗効果を高めながら、情報お伝えしております。最近では、新しい技術により、様々な広報媒体や情報通信媒体が開発されているところでございます。こういったことも含め、国においては、コロナ後の社会について、デジタルの推進ということで、まさに、仕事そのものあり方をDX（デジタルトランスフォーメーション）ですか、仕事を

見直すきっかけにすべきであるという考え方を示され、行政課題で進めているところでございます。こういったことを踏まえ、今後とも世代や地域に関わらず、必要な方に必要な情報がしっかりと行き届くよう、それぞれに適した広報媒体の活用を努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における情報発信の考え方についてでございます。災害時や緊急時においては、市民の皆さんが必要としている情報、迅速かつ正確にお伝えすることが重要だと考えております。情報化につきましては、国の補正予算、これはコロナの関係ですけれども、光ファイバーを農村地域中心に、いわば全地域に敷設したということもございまして、そういった情報格差を無くしながら、そういった災害時でも、しっかり情報が伝わるよう、また、求めることができるよう、環境作りに努めているところでございます。また、市のホームページやフェイスブックなど、様々な広報媒体を複合的に活用し、より積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市内経済への影響調査についてでございます。影響の度合いに応じた支援策についてでございますが、今後の支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい地元事業者の事業継続を下支えする必要があると考えております。このため、国や道の動向も見極めながら、地元商工会議所など、経済団体との連携を強化しながら、1日も早い事業活動を取り戻すことができるよう、感染予防対策の徹底とともに、民間需要の喚起を図る取り組みなど、地域経済へ波及効果

の高い支援策について検討し、今後とも切れ目なく講じてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に、移ります。

9番本郷幸治議員

●9番本郷幸治議員（登壇） 令和3年第1回市議会定例会にあたり、大綱3点について市長並びに教育長に質問します。

大綱1点目は、市民との協働のまちづくりについて、市長の政治姿勢についてであります。令和2年と同様、これまでの市長発言について、質問させていただきます。

昨年の9月5日付けの新聞報道で市長は、新病院の基本構想策定にあたり、将来の高齢化社会を見据えた在宅医療のあり方を基本構想の中で明確にすると述べておりました。しかしながら、このたび示された市立病院の基本構想及び基本計画においては、在宅医療の具体的な考え方については、何一つ述べられておりません。市長はご自身が発言したこと、その行動とがなぜ違うのでしょうか。私は、板東市長が市長に就任されてからの約2年間で、発言とその行動の様々な違いを議会の場で取り上げてまいりました。その一つには、進徳東団地のT氏と市長との対話における誤解を招くような発言、さらには市長ご自身が進徳東団地へ説明に赴くと答弁しておりながら、未だにこれを実行されてない件、そして更には、新聞報道における旧美唄工業高校跡地の公営住宅建替えに関する白紙との発言に対して、昨年の10月16日の地域医療調査特別委員会の中で、白紙と発言したのか、しなかったのかとの質問に明確な答弁がなかったなど、様々なものがあります。私は改めて市長に申し上げます。市民を代表する市長の

発言とその行動には、それ相応の大きな責任があると感じております。このようなことが多くの美唄市民を混乱に陥れるばかりか、行政運営そのものに支障をきたすと言わざるを得ません。それゆえ、市長にはこのことを十分肝に銘じ、責任ある発言及び行動を自覚していただくことをお願い申し上げます。ただいま指摘した件に関して、改めて市長の考え方を伺うとともに、将来の高齢化社会に向けた市長ご自身が考える在宅医療とは、一体どのようなものであるのかについてお伺いします。

大綱の2点目は、この度の大規模水道事故について、2月24日午後2時10分ごろ、美唄水系のダムから取水する導水管が漏水して、午後3時ごろ断水となりました。断水戸数は市内全供給戸数10,117戸のうち7,729戸数と未だかつてない大規模な事故が発生しました。まさに緊急事態です。そこで、大規模水道事故対策が速やかに、適切に、断水と赤水対策にどのように対応されたのか。以下の点について市長並びに教育長にお伺いします。

その一つ目は、広報関係について。

一つ目、事故時の広報について。二つ目、報道関係との連絡について。三つ目、被害状況の公表について。四つ目、被害地区の広報活動について。

二つ目は、福祉医療関係に関する応急対策について。

その一つとして、社会福祉施設の被害状況及び応急対策復旧対策について。二つ目は、要援護世帯への飲料水の供給について。三つ目は、市立病院内の非常体制について。四つ目は、市内医療機関の応急対策、復旧対策に

ついて。五つ目は、事故時の医療用の水の確保について。

三つ目は、教育関係機関に対する応急対策について。

その一つとして、学校施設の応急対策について。二つ目は、社会教育施設の応急対策について。三つ目は、社会体育施設の応急対策について。

大綱3点目は、新型コロナウイルス感染症対策について、医療従事者等PCR検査助成事業について。

先の令和3年第1回臨時会において、令和2年度補正予算として、医療従事者等PCR検査助成事業が可決し、採択されました。これは関係職員に新型コロナウイルス感染症の症状や疑いがあったから検査するのではなく、無症状であっても、事前に感染していないかを検査するための助成制度であり、当該職員だけに留まらず、施設入所者、そのご家族、関係者にとって大変大きな安心感を与えるものと大変評価をしております。そこで以下の五点について、市長にお伺いします。

その一つ目として、PCR検査の結果、仮に陽性の疑いがある方が出た場合、どのような手順で次のステップに進めていくのか。

二つ目として、検査の結果が陽性か陰性かの疑いについて、市にも検査を受けた方の情報が提供されるのか。

三つ目として、もし陽性の疑いが出た方が、次は病院で検査により判定されることになるとは思いますが、その場合、病院で判定を受けるのは、任意なのか、拒否することができるのか。

四つ目は、市は陽性の疑いが出た方をどこ

まで追っていただけるのか。

五つ目は、高齢者や基礎疾患のある方をはじめ、市民においても検査したいという声があることを承知しております。現段階では検査する側の企業では、法人を対象とし、個人を検査対象としていないと認識しておりますが、当該企業と市が契約するなど、不安に思う市民が検査できるような環境を整える考えはないのかどうなのか。これらは市民の安全、安心の観点からも具体的な流れについて、明確にしておかなければならないものと考えております。市長の答弁を求めます。

二つ目、医療従事者等PCR検査助成事業の対象者についてはありますが、病床を有する医療機関及び高齢者施設障害者施設の法人となっておりますが、小中学校に通う生徒の保護者から何件か、私のところに問い合わせがありました。ぜひ学校等でも、同様の事前の検査を実施をしていただきたい。そこで、以下三点について教育長にお伺します。

その一つとして、学校において、仮に陽性者が出た場合、誰が濃厚接触者と判断するのか。もし、濃厚接触者とならなかった児童生徒及び職員等に対して、どのような対処がなされるのか。

三つ目として、仮に何も対処をしないのでは校外児童生徒及び職員等はもとより、その保護者、関係者にとって、非常に大きな不安が残るものと考えますが、こうした時に、市が濃厚接触者にならなかったすべての関係者にPCR検査の助成をすれば、幾分かは不安感を払拭できるのではないのでしょうか。教育長のお考えをお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。

●市長板東知文君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

私の政治姿勢ということでございますけども、初めに、在宅医療につきましては、現在、策定を進めている「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画」が示す、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステム等で不可欠な構要素であると考えております。なお、在宅医療の推進に向けましては、認知症や感染症の認定看護師の育成に取り組んでおり、新年度からは「医療連携推進室」を設置するとともに、入退院支援業務を行う看護師を配置し、入院患者のスムーズな在宅医療につなげてまいりたいと考えております。

また、市営住宅の建替え計画におきましても、病院建替えの基本構想・基本計画が示す在宅医療の考え方を踏まえながら、建替えに向け、取り組んでまいりたいと考えております。公営住宅の建替えに向けた住民説明については、引き続き、進徳東団地を含め、他の2団地も同様に関係する入居者の方々の意見を伺いながら、私自身も必要に応じて各団地へ出向くなど、各団地との連携を図りながら、団地建設に向け、取り組んでまいりたいと考えております。旧美唄工業高校跡地については、公営住宅の建設候補地の一つとして位置づけており、今後も周辺住民の方々の意見を伺いながら、建設に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、広報の対応についてであります。事故時の広報につきましては、自治会への電

話連絡をはじめ、市ホームページや市フェイスブック、地デジ広報、広報車などを通じて、市民の皆様へのお知らせに努めてきたところでございます。

次に、報道機関との連絡につきましては、適時プレスリリースを行い、各報道機関からの取材についても随時対応したほか、2月26日開催の市政記者懇談会において、事故の概要について説明を行ったところでございます。

次に、被害状況につきましては、随時、市ホームページや地デジ広報等でお知らせしたところでございます。

次に、被害地区の広報活動につきましては、最大6台の広報車で2月25日から3月3日までの間は適時、地区を移動しながら必要な広報に努めたところでございます。

次に、福祉・医療機関に対する応急対策についてであります。社会福祉施設の被害状況及び対応につきましては、断水により、入浴を中止した施設が10施設、デイサービスを中止した事業所が5か所、終日閉鎖した作業所が1か所あったところでございます。なお、各施設に対しましては、断水となる前に事故状況や断水予定をお知らせしたほか、断水後は状況に応じて、給水に努めてきたところでございます。

次に、要援護世帯への水の供給につきましては、高齢者の方には、市から介護事業者に依頼し、介護事業者が訪問や電話連絡する際に、復旧状況や給水場所等の連絡を行うとともに、自ら給水場所へ行けない方に対しては、市や介護事業者により、水を配送したほか、配食サービスを実施する事業所にも協力を依頼し、利用者に水を配送するなど、要援護世

帯の支援に努めたところでございます。また、障がい者の方につきましては、ケアマネージャー等から連絡がありました、身障者世帯向け公営住宅に水を配送したほか、民生児童委員や町内会役員の中には、市ホームページの内容を周辺住民にお知らせし、見守りが必要な高齢者のお宅に水の配送のご協力をいただいたところでございます。さらに、断水該当地区の乳児がおります世帯で協力者が不在のため、支援を要する世帯及び出産直後の世帯のお知らせや状況確認を行うなど、要援護世帯の支援に努めたところでございます。

次に、市立美唄病院につきましては、市消防本部のポンプ車による給水支援を行い、入院や透析外来に支障が生じないように、対応に努めたところでございます。

次に、市内医療機関への給水体制につきましては、市立美唄病院と同様に受水槽のある医療機関については、岩見沢消防署等の協力を得て、給水活動を行い、医療に支障がないよう、対応に努めたところでございます。

次に、医療用の水の確保につきましては、受水槽の無い医療機関には、必要に応じて給水袋にて水を配送し、対応したところでございます。なお、歯科医院につきましては、8か所の歯科医院が休診したと報告を受けているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。医療従事者等PCR検査助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、施設における影響が極めて大きい病床を有する医療機関及び高齢者や障がい者が入所する施設の職員等を対象として、施設管理者が自主的にPCR検

査を行う費用に対し、助成するものであります。この場合、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、疫学調査や入院等の指示を行う保健所とは異なり、市には新型コロナウイルスについての指示や調査等の権限はないところでございます。この度の助成対象とする民間事業者が行うPCR検査は保健所の指示のもとで実施する行政検査とは異なり、あくまでも施設管理者が自ら取り組む、いわゆる自費検査となっております。このため、陽性の疑いがあることが発生した場合には、法令に基づき、施設管理者としてその後、必要な対応を行っていただくこととしており、検査機関の報告も検査、申し込みをされた施設管理者にのみ通知され、市に対しての報告はないところであります。また、市の医療従事者等PCR検査助成事業実施要綱では、「陽性の疑いがある職員がいた場合は、当該職員の医療機関受診を勧めるなど、感染拡大防止のための適切な処置を行う」ことを求めており、施設における自費検査の実施は、感染症発生やクラスター予防のための取組として、施設管理者において対応が行われることとなっております。このため、今回の助成事業の目的は、あくまでも病院や入院、入所施設等において感染が発生した場合に、クラスターになるなど、極めて影響が大きい病院、施設の職員等を対象としており、市民の皆様、全てを対象とした事業としては、現時点では考えていないところでございます。なお、PCR検査につきましては、国における行政検査でございますけれども、これにつきまして、私としましては、国の責任においてしっかり取り組むべきものと考えてございま

す。

●教育長天野政俊君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校施設の応急対策についてありますが、南美唄小学校、南美唄中学校を除く市内の4小中学校については、断水になった翌日、貯水槽に赤水が入り込まないように、取水栓を閉栓し、その後は随時、貯水槽の水量の確認を行い、必要に応じて消防本部に依頼し、給水を行っていただき、児童生徒の学校生活に影響が出ないように、努めたところであります。また、断水が解消された後は各小中学校の簡易水質検査を実施し、赤水が解消されたことを確認した後、取水栓の開栓を行い、給水管からの通水を行ったところであります。なお、この断水における臨時休業などの措置は行わなかったところであります。

次に、社会教育施設での応急対策についてありますが、郷土史料館、市民会館、図書館及び安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、「トイレ等の使用制限」についての掲示を行った上、緊急時のトレイ利用や飲料水のため、ポリタンクで水の確保を行い、水利用の制限はあったものの、通常開館時間での施設運営を行ったところであります。また、中央小学校区放課後児童施設については、断水の状況を保護者に連絡した上で、トレイ利用や手洗い、飲料水の確保を行い、通常の開設時間で運営したところであります。

次に、社会体育施設での対応についてありますが、総合体育館及び温水プールについては、貯水槽が大きいことから、トイレや水利用を制限しない通常開館としたところであります。また、体育センターと弓道場につい

ては、水利用の制限はあったものの、通常の開館時間での施設運営を行ったところであります。なお、郷土資料館、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、総合体育館及び体育センターについては、それぞれのホームページで断水による水の使用制限等についてのお知らせをしたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。はじめに、学校において陽性者が出た場合の濃厚接触者の判断につきましては、保健所が感染者等から必要な情報を収集し、特定されるものであります。

次に、濃厚接触者とならなかった児童生徒及び教職員等に対する対処につきましては、通常の登校、勤務となりますが、文部科学省が作成する、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、保護者から感染が不安で休ませたいとの相談があり、感染経路のわからない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると、保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合は、「校長が出席しなくても良いと認めた日」として取り扱うものとされているところであります。

次に、PCR検査についてであります。新型コロナウイルス感染症については、児童生徒のみならず、多くの方が不安を抱いているものと考えておりますが、この度の助成事業では、児童生徒などが対象となっていないことから、現時点では、検査を実施することは難しいものと考えているところであります。

●9番本郷幸治議員 ただいま一通りご答弁をいただきました、ありがとうございます。

自席から何点か再質問をさせていただきます。

その一つ目は、まず、大綱1点の市長の政治、市政についてであります。在宅医療の考え方は今後、建替えを予定している公営住宅や本市に住宅を所有し、もしくは、これから住宅を構えようとしている多くの市民にとって、目指すべき基本となると私は考えております。このような大切なこれからの住宅づくりに関わる考え方については、当然、医療等の市民委員会など、多くの市民意見を踏まえ、その考え方を明確に、さらには広く普及することが重要になるのではないのでしょうか。市長も一度は、新病院の基本構想の中で在宅医療のあり方を明確に示すと述べているのですから、その発言に責任を持った行動をとっていただきたい。私は在宅医療の考え方を市立美唄病院の基本構想をやり直すべきと提案をさせていただきます。ですから、新年度に予算計上しています病院の基本設計費を一旦取り下げるなど、様々な点について、どのような対応で今後進めていく考えなのか。そして、これは市民と協働のまちづくりの観点からも同感だと言えます。市長の考え方をお伺いします。

次に2つ目は、この度の大規模水道事故が24日に発生しまして、私のところに翌日25日からの問い合わせが一番多かったのが、広報車が果たして巡回しているのか。また、声が全く聞こえないとのことでした。そこで、以下の3点について確認をさせていただきます。また、どのように対応したのか。これをお伺いします。

1つ目として、広報車のドライバー及びアナウンサーは、どなたが対応されたのか。最

大6台という答弁もありました。

二つ目として、巡回した時の巡回車、広報車のスピードは何キロで走行したのか。

三つ目、夏場と違って、冬の大雪の環境で住宅の窓は、ほとんど閉まっております。さらに道路の脇が雪の壁、雪によりアナウンスの声が吸収されます。そこで、広報車を停めてお知らせしたのか、どうだったのか、お伺します。

●市長板東知文君 本郷議員のご質問にお答えします。

初めに一点目、在宅医療についてでございます。在宅医療につきましては、市民委員会からは、本市の医療は、超高齢社会の現実を直視し、超高齢社会のフロントランナー美唄として治す医療、いわば、病院完結型医療から治し支える地域完結型医療への転換を図る必要があること。そのためには、プライマリーケアの充実を図り、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、尊厳を持って、人生の最後を迎えることができるよう、在宅医療の充実や他職種連携の推進、人材の育成などを美唄らしい地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが喫緊の課題であると提言をいただいたところでございます。こうした市民委員会からの提言を踏まえ、在宅医療を推進することを含め、この度の基本構想・基本計画の策定にいたった経過でございます。今後、プライマリーケアの充実を図り、在宅医療を推進するなど、美唄市らしい地域包括ケアシステムの確立に向け、病院建替えの基本設計に取り組んでいくこととなりますが、質の高い在宅医療を提供していくためには、医療、介護、生活支援はもちろん、住ま

い、住宅も含め、相互に連携し、一体的に提供していくことが重要であり、今後とも、市民が安心した医療を受けることができる体制づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えています。なお、地域医療を進める上での様々な課題等につきましては、在宅医療に関しては、医療提供側から見ますと、在宅医療に熱意のある医師の確保が必要であること。24時間対応の訪問看護師が必要であること。それから、患者の急変時や家族の介護疲れを癒すための、いわゆるレスパイトケアのための後方支援病床が必要であること。この3つが最も基本的な使用条件として言われているところでございます。一方、患者から見ますと、在宅医療に対する不安要件としましては、介護負担の不安、逆に家族に負担がかかるのではないかと。それから2点目は、急変時、病状が変わった場合、急変したときの対応はどうなっているのか。それから3つ目に、在宅医療での実際のサービス、いわゆる往診してくれる医師の有無や信頼、訪問看護への不安、こういったことが現実的に多くの地域で課題となってきてございます。そのためには、様々な解決すべき課題があると思っておりますけれども、当然、在宅医療ですので、かかりつけ医という言葉も問題になってきます。そういう意味では医師会との良好な関係、それから在宅医療に積極的な医師の存在、それから、訪問看護職の高いモチベーション、それから、地域における在宅医療支援病院での意思的な受け入れ、担保ということがあげられてございます。レスパイトケアにつきましても、新しい病院の構想の中で明確に謳っているところでありまして、在宅医療につきまして、今後と

も、しっかり地域包括ケアシステムの核となる医療となりますので、しっかりご指摘のあったことを含めて、具体的にこれからも4月に予定されます市民説明、それからさらにいろんな形の市民を通じたお知らせ等、懇談会を含めてしっかり地域医療のありようについては、具体的にわかる形で姿を示してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の大規模水道事故の広報の対応についてでございます。広報車の運転及びアナウンスは市の職員が対応したところでございます。

次に、巡回時のスピードでございますけども、基本的にマニュアルに基づき、その後、アナウンスが聞きやすくなるよう、5キロメートル以内にスピードを落とし、適時広報車を停めてお知らせしたところでございます。こういう形で、今回は取り進めたものでございます。なお、市民の皆様からアナウンスが聞こえづらいといったお声が寄せられておりますので、今後どのような形で改善に向けて取り組みをするか、しっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

●議長金子義彦君 一般質問中ではありますが、午後1時10分まで休憩いたします。

---

午前11時53分 休憩

午後1時10分 開議

---

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き会議を開きます。

山上議員の質問から入ります。

4番山上他美夫議員

●4番山上他美夫議員（登壇） 令和3年度

第1回定例会において、大綱3点、市長並びに教育長に質問いたします。

まず、大綱第1点目であります。美唄市の中心市街地の空洞化について市長にお伺いいたします。

美唄の中心街は、道道美唄富良野線の沿線に大型店の出店があり、国道両側は商店街の空き家、空き地が非常に目立ち、当市の顔でもある中心街としての魅力にはなほ寂しい状況であります。町並みや都市景観が良いという事は、住む人々にも喜びが持てることであり、国は、都市景観大賞というコンテストを設けて、都市の景観を快適さ、そして美しさ、さらに個性づくりという観点から審査、表彰し、都市機能や景観の改善を啓蒙しております。しかし、美唄市においては特に、国道の両側の空き家、空き地が目立ち、都市機能も都市景観も十分といえる状況ではありません。中心街の衰退は美唄に限らず、他の都市でも見られる現象ではありますが、このままでは、今後の人口減少とともに、中心街の衰退にますます、拍車がかかることが予想されます。今から中心市街地の再生計画を立て、少ない人口でも便利で快適で、なおかつ美しい中心市街地の再生を目指さなくてはならないと考えております。国土交通省の資料によれば、活性化している都市は、中心部の人口密度が高く、公共施設が集中立地していて、公共交通ネットワークが整い、都市機能施設に徒歩でアクセスできることが活性化している都市の現状であるとうたっております。そのようなことから、道内でも過去を含めて、岩見沢市や砂川市などで、道内10市が中心市街地の活性化のために、国の認定を受けて、

中心街再生に取り組んでいますが、美唄市においても、市民が生き生きと行き交う中心街の再生の計画をお持ちなのか、市長に考えをお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目、市立病院の建設について市長にお伺いいたします。

今年の2月に提示されました、市立美唄病院が建替基本構想・基本計画素案では、市立美唄病院の開院が当初計画より早まり、令和5年度末の開院となったことは、新病院の早期開院を待ち望む市民にとっては、大変喜ばしいことであると考えております。その素案の中で、建設にいたるまでの整備手法について、当初、施行分離方式、PFI方式、デザインビルド方式、ECI方式の4通りの整備手法が提案されておりました。しかし、2月の素案の中では、デザインビルド方式とECI方式の2通りに絞られたとの記載がありました。絞られた整備手法は、工期の短縮と建設コストの削減を考慮しての選択ではなかったかと考えますが、2つの整備手法のメリットについてお尋ねしたいのが、一点。

絞られた2つの整備手法で設計施工を進めた場合には、市内の建設業者、設備業者が参入する機会はあるのか。以上2点について市長にお伺いいたします。

さらに、現在策定中の第2次産業振興計画素案では、第6章で地元企業の安定経営や雇用維持の実現に向けて、入札、契約に関する制度や運用について改善を進め、地元企業の受注機会の拡大を図るとあります。さらに、先月24日に起きた美唄ダムと美唄市浄水場の送水管事故による断水も地元業者の迅速な対応があって、解決ができたことであると考え

ております。このように、市内建設及び設備業者があつてこそ、市内のインフラが整備、維持されることを考えれば、それらの事業者を存続させることも、市の責務であると考えております。その為に、市の公共事業を地元業者が受注することは、結果として、雇用や企業経営の安定化につながり、市民生活の安心度も高まると思っておりますが、地元業者の参入について、どのようにお考えなのか。お伺いしたいと思います。

大綱3点目であります。青少年育成基金について、お伺いいたします。

青少年育成基金の令和元年度残高は、約1億1,000万円ほどありましたが、令和2年度はふるさと納税が大幅に増えたこともあり、青少年育成基金の残額は、前年度から4,000万円ほど増えまして、1億5,000万円以上になると思っております。しかし、青少年育成事業の執行額、予算額は令和2年度、そして、令和3年度のいずれも変化なく、基金残高に比べて、その執行額は少なく、今後の基金残高はますます増えていくのではないかと考えております。美唄市は人口減少や少子化により小中学校が統廃合されている状況ですが、市としては、今後も子供たちが生き生きと育ち、活動する機会を提供して、子ども達が住んでいたいまちだと思える支援を行う義務と責任があると思っております。これらを踏まえて、増え続けていく青少年育成基金を今後どのように活用していくつもりなのか、教育長にお伺いいたします。

2点目として、昨日、同僚議員も質問されていましたが、市内の高校についてお伺いいたします。

令和3年度予算案に美唄市内高等学校支援事業で、市内高校の定員確保のために、市内高校へ支援が75万円を計上とありました。しかし、その程度の支援額で高校の定員確保や、魅力ある高校づくりに効果があるのか。はなはだ疑問を感じるどころであります。今年度の市内の高校の受験者数は、推薦入学を除いた尚栄高校の定員78人に対して、47人の応募であり、また、聖華高校は40人の定員に対して、24人の応募であったと、新聞報道されておりました。受験生が大幅に定員割れをしている状況は、今後の高校の存続にも関わる事柄であり、とても、憂慮される事態であります。どこの自治体においても、高校の存続が重要な課題であり、多くの自治体が様々な支援策をしており、例えば日高高校では、市が条例まで制定をして、その内容は、バス乗車期間4キロ以上の生徒には、バスの定期運賃の8割補助、さらには、教科書無料支給、そして、新入学生徒の制服の2分の1補助、下宿費など、補助の2分の1、そして、夜間給食の補助2分の1、規程で定める検定に合格した生徒の検定の検定料を助成、そして研修、修学旅行参加費2分の1補助、さらには、地元就学祝い金3万円、大学進学祝い金3万円、その他にも手厚い支援をしております。美唄も受験生に選ばれるような魅力ある高校を構築するために、支援や生徒への大胆な支援策を行う必要があると考えますが、その原資として、青少年育成基金などの活用をする考えはあるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

●市長板東知文君（登壇） 山上議員の質問にお答えします。

中心市街地の空洞化についてであります。中心市街地の空洞化が進んでいる本市にとって、中心市街地の活性化を図ることは、まちの暮らし、賑わいを創出し、地域を活性化する上で、大変重要なことと認識しております。こうしたことから市としましては、令和3年度において「第7期美唄市総合計画」に基づき、地域おこし協力隊を増員し、賑わい創出のためのイベントの開催などにより、誘客の促進を図るとともに、昨年11月に統合、設立された「びばい商店街振興組合」が取り組む、賑わい創出事業に対して、支援を行ってまいります。また、商工会議所や関係機関などと連携を図りながら、中小企業等振興条例に基づき、創業支援をはじめ、事業継承、中心市街地の空き店舗対策を図るなど、魅力ある商店街づくりや安定した経営ができる商業環境づくりに努めてまいります。さらに、美唄ならではの「食」や「自然」、「歴史」、「文化芸術」などのすばらしい地域資源を活用して、新たな体験メニューづくりを進め、美唄市を訪れる関係人口や交流人口の創出・拡大を図るとともに、中心市街地やその近隣である郷土史料館への回遊を促進してまいりたいと考えております。

次に、病院建設の整備手法と、地元業者の参入についてであります。整備手法につきましては、大規模な事業の契約にあたっては、価格だけではなく、施工技術、地域貢献の方策を含めた提案とあわせ、受注者が蓄積している技術やノウハウを有効に活用し、建設コストの削減、工期の短縮と機能・品質の向上が可能となるデザインビルド方式やE C I方式を基本に検討を行っているところでござい

ます。

次に、地元業者の参入の機会につきまして、公共工事の発注において、共同企業体へ発注する大規模な工事では、地元業者がその構成員となれるよう、建設工事共同企業体運用基準を定めているところであり、その主旨に沿って、対応してまいります。

次に、地元建設業者・設備業者の受注と産業振興についてであります。建設産業は地域における経済・雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、災害時の緊急対応など、地域の安心・安全の確保に大きな役割を果たしていることから、地元業者が地域産業の中核として、持続的に発展することができるよう、参入されることが望ましいと考えております。

●議長金子義彦君 ただいまの山上委員の質問ですが、言い回しとしまして、3番目2つ目とありましたけれども、質問要旨の3の

(1)に含まれる形で報告となっておりますので、教育長の答弁を求めます。

●教育長天野政俊君（登壇） 山上議員の質問にお答えします。

初めに、青少年育成基金についてですが、令和3年2月末時点での寄付金の納付額は、4,292万2,000円となっており、令和2年度末の基金残高の見込みについては、1億5,000万円前後になるものと予想しているところがあります。その要因といたしましては、ふるさと納税による寄附額が増加したものであるとあります。また、令和3年度の基金からの繰入金につきましては、1,089万4,000円となっており、令和2年度の基金繰入金予算額678万7,000円と比較して、410万

7,000円の増となっており、青少年育成事業の拡充に努めているところであります。基金繰入金を活用した事業といたしましては、ジュニア・チャレンジスクールの事業や放課後児童対策事業等の10事業に395万4,000円、補助金での支援事業として、小中学生の大会派遣やスポーツ少年団等に対する7事業に694万円を計上し、学校教育、生涯学習やスポーツなど、様々な事業に対して、充当しているところであります。今後におきましても、教育、文化及びスポーツ関係団体などのご意見をお伺いしながら、事業の充実に取り組んでまいります。

次に、基金を活用した高校支援についてですが、本市においては、平成28年度から基金を活用し、市内2校の高等学校に対して、教育活動に要する経費の一部を支援するほか、生徒の進学模擬試験、資格取得にかかわる検定料や学校のPR活動に要する経費の一部を補助しているところであり、この支援を継続して行ってまいります。市内高等学校については、まちの活力づくりや、地域の活性化といった大きな役割を担っていただいていることから、今後におきましても、両校の意向をお伺いしながら、市長部局と連携して、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

●4番山上他美夫議員 自席から再質問をさせていただきます。

中心市街地の空洞化についての再質問でございます。国では、中心市街地を生活拠点として再生しましょうと、中心市街地活性化法の活用を推進しております。今現在、美唄中心街は空き家、空き地が多く目立ち、その多

くは持ち主不明や放置物件であり、昨日も大通りの空き家と家具店の倒壊事故がありました。その空き家は持ち主不明で個人情報保護という制約から、手もつけられない状況であり、再開発の障害となり、衰退に拍車をかけ、景観も著しく悪くなる一方であります。これらの状況を改善するために、行政が積極的にリーダーシップをとらなければ、民間活力を呼び込み、そして、まちづくりのきっかけを作ることはできません。解決の道は遠いと思いますが、国が定める中心市街地活性化法は、中心市街地を生活拠点として、再生しましょうとうたっており、様々な支援策が用意されております。人口減少で美唄市は今年度中には2万人を割り、10年後には1万5,000人、20年後には1万人になるという事がほぼ確実な状況であります。今こそ、この時に10年、20年先を見据えた中心市街地のあるべき姿を描いていかなければ、未来の美唄市は魅力の無い、錆びれた、がらんとした田舎町になることは確実であります。中心市街地活性化法では、法律税制の特例や補助事業により、重点的に支援を実施しますとうたっており、その支援策はたくさんありますが、暮らし、賑わい再生事業、都市整備再生事業の補助、交付金、そして社会福祉施設等設備整備費補助金などのたくさんの補助金制度があります。中心市街地活性化法を活用して、魅力ある中心街の再生が必要であると思いますが、市長の考えを改めて伺いたします。

●市長板東知文君 山上議員の質問にお答えします。

中心市街地の活性化基本計画についてですが、現在、道内では帯広市、岩見沢市、

富良野市の3市が計画に基づき、いわゆるハード整備とソフト事業の両面の取組が進められているところでございます。これまで、本市におきましては、平成18年に地元商工会議所が中心となって、商業者や金融機関、市役所などから構成される「市街地活性化協議会設立準備会」が設置され、協議した経過がございますが、施設整備の投資効果や将来の採算性などの課題もあり、今日まで計画策定や協議会の設置にまではいたらなかったところでございます。今後、市としましては、これまでの経過を踏まえ、商工会議所や商店街組織を通じて、地元商業者の意向を十分確認するなど、今後の取り進め方について、しっかりと協議してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

10番紫藤政則議員

●10番紫藤政則議員（登壇） 私は質問通告に従いまして、子育て支援行政と水道行政、そして教育行政の大きく3点について、市長並びに教育長にお尋ねしたいと思います。

最初に、子育て支援行政の中の子どもの貧困対策についてであります。子どもの貧困対策につきましては、政府が重い腰を上げましたのが2013年であります。2019年には対策法が改正をされまして、子どもの貧困対策の市町村に計画策定への努力義務が明文化されたわけであります。先の市政執行方針で市長は、実態調査を行うということをお明らかにされました。私は、このことを高く評価して、以下、子どもの貧困対策、実態調査を中心にした内容について、お尋ねをしたいと思います。

最初に、検討経過であります。通常、検討にあたっては、ボトムアップとか、トップダ

ウンとかありますけれども、どんな端緒で今日まで経過をされたのか。

それから2つ目は、実態調査概要であります。目的期間、対象実施期間と、これらをお示してください。

そして3つ目に、今後のスケジュールであります。実態調査は情報の収集の一環でありますから、この実態調査をもとに、具体的な政策に反映をする、こういうつながりがあるわけであります。今後のおおまかで結構ですが、どんなスケジュール、施策に反映していくのか、お示しいただきたいと思えます。

4つ目ですが、美唄市においても、特にこの国の貧困対策推進法にこだわらず、既に様々な子どもに対する対策がとられております。今回、質問をします教育行政で進めております就学援助等もそうでございます。これらの子どもの貧困対策につながる施策というのは、どういうものが実施をされているのか、お示しいただきたいと思えます。

2つ目、水道行政について伺います。大規模水道事故につきまして、市長は3月5日、市政報告で安定供給に向けた復旧工事に早期着手すると。あわせて、水道事故調査検討委員会を設置して、原因の究明と事後処理の万全を期してまいりたいということを報告しております。私は、安定供給というのが一体、何を指すのか。その安定供給がなされるまでに必要な対策と、事故調査検討委員会のあり方について、以下お尋ねをいたします。

安定供給の目途であります。この目途につきましては、具体的にいつ頃を目途にしているのか。安定供給というのはどういうことか含め、どんな対策を講じるのか、必要な対策

についてお答えをいただきたい。

2つ目は、事故調査検討委員会についてであります。立ち上げの時期とか、具体的にどんな調査ですとか、メンバーはどうなるのか。これらの調査内容について、お答えをいただきたい。

それから水道行政の2つ目は、水道の3事業と計画行政についてであります。上水道、工業用水道、下水道、いわば水道3事業。言わせていただきますが、ここで今抱えている課題と将来構想、そして、個別計画策定について、必要性をどのようにお考えになっているのかであります。工業用水、上水、下水、それぞれ方向性と課題について答えていただきたいのと、あわせて、7期総合計画が4月からスタートをするわけであります。総合計画はこれが根っこの計画、大もとでございまして、それに中間計画と個別計画で構成をされています。今まさに、市民の皆さんに個別計画のパブリックコメントラッシュであります。これらの整合性を図りながら、まちづくりを進めていくということになっていまして、この7期総合計画、基本計画、前期計画、ここの個別計画の中には、これから下水道の水洗化を増やしていくというような視点での流域の公共下水の整備計画が載っておりますけれども、その他の水に関しては、個別計画が見当たらないわけであります。今回の事故を通じて、改めてこれは何故かという感じがあります。公共施設の総合管理計画で、インフラの長寿命化計画というのが出されておりました、これには膨大な所要額が出されております。年間平均すると50数億、これはその中に水道とか、下水とか、どれぐらいの

ウエイトを占めているのか、そこでは分からないわけであります。こういった将来の方向性というものが我々、目に触れることができないわけであります。このことについて、市長、その必要性があるのであれば、その内容と、ないのであれば、策定に向けた必要性について、お答えをいただきたい。

最後は、教育行政であります。教育行政については、就学援助、学校徴収金、学校給食に関して、お尋ねをします。私は2019年の12月にも同旨の質問をしております。そして、教育長も教育行政執行方針でこれらについて、一部触れられています。順序は別になりますけれども、就学援助に関しましては、就学援助の拡充を図るということである。私は、2019年の12月の一般質問のときに、基準の倍率の引き上げもご指摘をさせていただきました。それから、認定の対象になる様々な費目、学習費の費目の拡大についてもお話をさせていただきました。現在、これらが一部組み入れられて、前進を見ているわけですが、これらをさらに拡大をしていくという視点で就学援助に関して、以下お尋ねをいたします。

援助要件の緩和についてであります。2年前にお話をしたときに、同様のお話をしていますが、認定の基準倍率は現在1.15であります。要綱、いわゆる生活保護基準の生活扶助、そして教育扶助、それから住宅扶助、これらの補助基準の1.15を準用保護として制度化しています。管内の状況というのは、大体1.3が相場であります。これは中身によって単純に率で見られない場合もあるかもしれませんが、私はこれを他市なみの1.3まで引き上げてくださいとお話をしました。これらについて、

予算の教育行政執行方針では、拡充をするというお話であります。これらの考え方について、お示しをいただきたいと思ひます。

次に、制度周知方法の改善であります。必要な人に必要な支援を届ける。これがきちっとできているのかということ、そのために何が大切かであります。学校中心の取り組みになろうかと思ひます。先生方への就学援助制度に関する研修、さらには、保護者に対する説明会の開催、それから、市の広報、2月の広報だったと思ひますが、これに周知がされております。これも中身を見て、制度の内容を理解し、そして、十分な理解されているかということかが大事なんです、そこまでされているかどうか、非常に疑問であります。こういった周知方法について改善を要するだろう。それから申請の手続であります、学校を通じて関係書類が届けられるとありますし、直接、教育委員会事務局に来て、申請手続き書をもって、そして教育委員会の申請を受け付けると。これらは、明確に何月何日までとは記載をしておりますが、随時の受付に関する記載がありません。どこかの刷り物には書いているのかもしれませんが、少し、この手続に関しても改善を要するだろうと思ひで、その考え方についてお尋ねをいたします。

次に、情報の共有と連携であります。支援につなげる、必要な人に必要な支援をとということであります。制度を生かすために、それぞれの情報を共有して連携していく、教育委員会内部だけではないと思ひます。それから学校にもソーシャルワーカーさんがおられます。こういった方々との連携と、子ども達の

サインを見逃さない体制といたしましょうか、支援の必要な子どもたちを見つけ出す、そういう体制が必要だろーと思っておりますので、お考えをお示しいただきます。

4つ目でございますが、制度運用規定の整備であります。ご案内のとおり、これは補助事業でスタートしておりました。生活保護については、生活保護法がベースにありますけれども、準要保護についても要保護、準用保護の関係法令がありまして、そこで一定の補助を国がきっちり見ていた、それがいつの間にかというよりは、一般財源化と称しまして、それぞれの自治体の自治事務になりました。それぞれの考え方で、就学援助の事業というのが成り立つようになったわけであります。この財源措置に関しましても、非常に少ない額、いつの間にか交付税の需要額を見ても少ない枠に抑えられて、地方に権限も財源もいつているわけではない。しかし一方で負担が大きい、こういう状況になっております。ですから、実施に向けては、自治体が、市教委も、自治事務として主体的にこの問題について考え方を明らかにする。教育委員会の中で合意形成を図る。そして方向づけをするということも大事であります。これらのために制度運用規定、私はここに条件かつと書いていますが、間違いでして、条例化と読み直していただきたいと思っておりますが、現在ある実施要綱を条例化に転換をする、そういう内容で整備を図るべきだと。あわせて、手引書をきっちり作って、担当する職員はもとより、学校なり、それから発信する情報は保護者に遺漏のないように、間違いのないように届くような体制をつくるべきだと思いますが、お考え

をお示しく下さい。

学校教育行政の2つ目は、学校徴収金についてであります。文科省は2年に一度、学習費調査というのを行っております、これは、どれだけ学校にお金を納めているかと、あわせて、これは学校外の活動も入っておりますが、最近の例でいきますと、人口規模5万人未満の公立小学校であります、年間26万2,000円という数字が示されています。中学校で39万5,000円かかっていると言われております。この学習費調査の大きなウエイトを占めていますのが、これは学校外の活動ということ、塾とか、そういったものです。小学校で10万4,000円、中学校で19万円かかっているということです。家庭においては、多額の負担が義務教育にかかっているという状況であります。この負担状況を前提にいたしまして、これらの負担を軽減する方策ということを考えるべきであろうということであります。私は申し上げるまでもなく、義務教育は無償とするという憲法の定めがあります。しかし、現実には、いわゆる授業料のジャンルについては無償であるが、学校に係る教材費とこれらについては、私費負担ということも文科省がその基準を示しています。私は、この扱いは何よりもなくしていくというのが正しいやり方だと思いますが、現実にはそうになっていない。お伺いしたいことは、公費、私費の負担基準と負担状況であります。美唄における公費と私費の負担がどのようになっているのか。そして、平均的な負担額はどのようになっているのか、基準も含めてお答えをいただきたい。

2つ目は、児童生徒一人あたりの学校配当予算と他市比較であります。この私費負担が

伴うということは、学校配当予算で変わってくるわけでありまして。いわば、教育費の中の需用費とか、備品購入費とか、こういうものを各学校に配当するわけでありまして、このさじかげんで保護者負担が変わるという状況であります。この辺が他市と比較して、どのくらいの状況になっているのか、お示しいただきたいと思っております。

教育行政の最後であります、学校給食のあり方についてお尋ねをいたします。児童生徒の減少などに伴う学校給食の今後を見据えた学校給食事業についてであります。学校給食につきましては、これも教育行政執行方針の中に、令和4年度から公会計制度導入に向けた取り組みを進めると、準備をするということでありまして。それから、給食費の一部負担の助成についても取り組むということが記載されています。前進をした、私はそう思います。評価をさせていただきたいと思っております。そこで、公会計化、これは例えば学校における業務量が減少すると、削減につながるという意味合いもあって、働き方改革にもつながるものであります。この公会計化の検討状況、具体的にどんな検討をされているのか。そして、既に4年度から導入ということでありまして、課題をどのように押さえて、この辺も含めた今後の見通しをお尋ねいたします。

2つ目は、自校調理方式の考え方でありまして。センター方式を自校調理に転換できないかということでありまして。この給食の方式については、既に様々なご発言等も私は聞いております。そこで、来年の4月段階で、この学校も小学校、中学校、それぞれ東西に1校ずつということになるわけですね。子どもの数

も大きく減少をいたします。今年は国勢調査でありますから、具体的な数字は後ほどでございましょうけど、現在、年少人口を見ても、この年少人口からの減少率が人口相対よりも非常に早い減少です。子どもの数が、子どもの顔が見えなくなるような事態になる。こういうことが想定をされています。磨き上げなければならない金のたまごでありますから、子供達の給食をどのようにしていくのかというのは、こういった学校を統合していく、そして、1つのコンパクトな学校配置になる、このタイミングを捉えて、考えていかなければならない問題だと考えております。是非、私は自校調理に転換すべきだと思っております。お考えをお示ししていただきたいと思っております。それから最後ではございますが、食材費の公費負担化であります。いわば学校給食費の無料化と新聞報道されておりますが、学校給食に関しましては、施設の維持とか、こういうものは公費で賄っておりますが、厳密に言えば、食材料費になろうかと思っております。これらの公費負担化、予算の内容について、各自治体の状況が出ています。根室はふるさと納税が沢山入ったということで、思い切って小中をやろうということでありまして。数千万の予算、それから空知管内でも具体的に無料化の動きが出ております。これらの他市の動きをどう押さえておられるか含めて、市教委としてこのことについてどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

●市長板東知文君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

子どもの貧困対策についてであります、初めに、これまでの検討経過につきましては、

平成31年2月に「子育て支援に関するニーズ調査及び子どもの生活実態調査」として、市独自の内容により、調査を実施したところがあります。同年6月、「子供の貧困対策の推進に関する法律」が改正となったほか、同年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定し、国が全国統一的な調査項目を定めた事から、これを参考として、令和3年度に子どもや家庭の生活実態調査を実施することといたしました。この調査につきましては、子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、0歳児から小学校3年生までの児童を持つ保護者及び小学校4年生から中学校2年生までの児童生徒及びその保護者、約1,900名に対し、子どもの学習環境や生活環境のほか、保護者の就労環境や経済状況、支援制度の利用状況などについて、市が対象者にアンケート調査を実施し、支援を必要とされる方の現状や支援ニーズの把握に努めようとするものであります。今後のスケジュールにつきましては、本年9月ごろまでにアンケート調査を実施して、その結果を取りまとめ、教育委員会ほか、庁内関係部署などの連携により、その情報共有を図るとともに、第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画の中に、新たに「子どもの貧困対策」を盛り込み、全庁的な取り組みとなるよう、進めてまいります。

なお、現在既に行われている子どもの貧困対策につながる施策につきましては、ひとり親への児童扶養手当の支給や就学援助、医療費助成などがございます。こうした各種支援策が必要な方に行きあたり、子どもの貧困対策の推進が図られるよう、今後の支援のあり

方などについて検討してまいります。

次に、大規模水道事故についてであります。事故後の安定供給につきましては、現在、仮の取水施設を大型土嚢により設けており、そこからポンプにより、減圧槽へ送水している状況であります。

今後の復旧工事につきましては、水管橋の原形復旧ではなく、新たなルートとして道道美唄富良野線に導水管の埋設を考えているところでございます。

工事期間につきましては、出来るだけ最短で復旧ができるよう、3月中に発注し、6月中の完成を目指しており、1日でも早く市民の皆様へ安定した水道水の供給ができるよう、努めてまいります。

次に、水道事故調査検討委員会の設置につきましては、できるだけ早い時期に設立を行うべきと考えております。委員構成につきましては、大規模水道事故対策本部構成員の部長職職員、都市整備部内の課長職職員、技術的ご意見をいただくための専門家、そして事務局に上下水道課職員と考えているところでございます。この場合、資料保存のための調査の方法としましては、水管橋の崩落した場所について、現在、積雪により容易に近づけない状態であることから、空知総合振興局森林室のご協力を得て、ドローンによる現場撮影を行い、現状保持を図っているところであり、今後、こういった資料を活用して、検討委員会で検討されるものと考えております。

今後につきましては、融雪後に現地調査を行い、崩落の原因をしっかりと調査してまいりたいと考えております。

次に、水道3事業計画行政についてであり

ますが、工業用水道事業につきましては、現在、廃止の方向に向け調査、検討を進めているところであり、このため、北海道経済産業局や工業用水利用者との協議を進めているところでございます。また、廃止に伴う課題につきましては、切り替えに伴う工事費や工業用水道から上水道に切り替えられる予定の事業所への料金負担など、財政的な負担が増加すると考えております。

次に、上水道事業の今後の大きな課題といたしましては、人口減少に伴い、収入が減少していく中、老朽化していく各施設の更新が中長期的な課題と考えております。

次に、適正な料金設定につきましては、令和4年度以降、資金の不足が見込まれることから、水道料金の見直しを検討しなければならない状況となっているところでございます。また、施設技術の継承につきましても、重要な課題と考えており、特に、技術職員の高齢化が進んでいるため、今回のような事故が起きた場合などの対応におきましても、早急に必要な人員の確保と技術の継承が今後とも不可欠と考えているところでございます。

次に、下水道事業につきましては、美唄市流域関連公共下水道事業計画に基づき、整備を進めており、光珠内地区の整備を残すのみとなっております。今後におきましては、持続可能なストックマネジメントの推進及び公営企業法適用による適切な原価計算に基づく、料金水準の設定を今後、検討していく予定でございませう。

次に、計画行政につきましては、今後、策定いたします水道事業ビジョン及びアセットマネジメント下水道事業のストックマネジメ

ントに、第7期総合計画を考慮し、それとの整合性を図りながら、施設整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、就学援助制度についてでございますが、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るという制度の趣旨にのっとり、児童生徒の格差解消を図るため、令和3年度から認定基準倍率を引き上げ、対象世帯の拡充を行うことしているところであります。

次に、制度の周知方法等についてでございますが、保護者に対しましては、就学援助制度に関するパンフレットを新入学児童の就学時健診時に配布するほか、定時の受付期間に全児童生徒に対し、就学援助のお知らせのチラシの配布や、市の広報紙、ホームページを通じて、周知を行っているところでございます。

また、申請の手續にあたっては、教育委員会が受付窓口となっており、受付期間につきましては、新入学児童生徒学用品費の支給の関係上、2月初めから3月中旬に設定しておりますが、この期間以外にも随時、申請の受付を行っているところであります。このため、保護者に対し、随時、申請の受付を行っていることの情報提供を行うとともに、制度の周知徹底を図ってまいります。

次に、情報の共有についてでございますが、児童生徒に必要な援助を届けることが、大変重要であると受け止めているところでもあり、学校現場との連携はもとより、北海道の事業で市内の学校に派遣されている2名のスクー

ルカウンセラーや教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーとの情報共有により、援助の実施漏れがないよう、努めてまいります。

次に、制度の運用規定についてであります。現在、「美唄市要保護及び準用保護児童生徒に係る就学援助実施要綱」を制定し、制度運用に必要な項目等を規定しているところであり、要綱での運用上、特に問題がないことから、条例化につきましては、現在、考えていないところであります。

なお、マニュアルの作成につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、全ての保護者や教職員等に就学援助制度を理解していただき、適正な運用が行われるよう努めてまいります。

次に、学校徴収金についてであります。義務教育は憲法の規定により、無償でなければならないとされており、児童・生徒個人の用に供する教科書以外の教材については、義務教育無償の原則に触れるものではないと解されているため、必要な範囲で家計への負担を求めているところであります。この考えのもと、児童・生徒の所有に帰することになる鍵盤ハーモニカ、習字セット、ワークブック、資料集、実験・実習材料費などを保護者に負担していただいているところであり、平均負担額は小学校で6万3,513円、中学校で11万1,043円となっております。

次に、児童生徒一人あたりの学校配当予算についてであります。北海道教職員組合が実施した「2020年度版教育費実態調査」の結果報告書によりますと、全道31市中、児童一人あたりの配当予算は1万3,681円で21番目、

生徒一人あたりでは2万1,151円で14番目となっております。各市における予算配当費目に違いがあることから、正確な比較は難しいものと考えております。いずれにいたしましても、学校配当予算の拡充や保護者の負担軽減について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、給食費公会計化についてであります。文部科学省より令和元年7月31日付で「学校給食費管理・徴収に関するガイドライン」を参考に学校給食費の公会計化の取組を一層推進するよう、通知があったところであり、教育委員会におきましても、他市の状況等を調査しながら検討を進め、令和4年度から公会計化に移行することとしたところであります。

次に、課題といたしましては、各学校単位で行っている給食費の徴収・管理業務を学校給食センターで一括管理することによる事務量の増加や人員配置が考えられるところですが、公会計化に向けたスケジュールの進行管理をしっかりと行い、スムーズに移行できるよう、取り組んでまいります。

次に、自校調理方式についてであります。給食を適温で提供できる衛生管理が行いやすい配送の必要がないなどの効果がある一方、各校での施設設備などの整備改修費の増、調理員の人員確保などの課題があるものと認識しているところであります。このため、今後市内小中学校の整備計画等と併せ、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、食材料費の公費負担化についてであります。現在、学校給食費の無償化を実施している自治体は、道内で23市町村の小中学

校が実施しており、空知管内では、小中学校ともに無償化を実施しているのは、浦臼町、北竜町の2町で、三笠市につきましては、小学校の無償化を実施しているところであり、また、一部助成している市につきましては、北見市が小学校の給食費のみ3割助成、歌志内市では、令和2年度までは2割助成、令和3年度からは全額助成を予定している状況であります。本市におきましては、令和3年度から子育て世代の保護者負担を軽減するため、学校給食費の1割を軽減することとしており、軽減割合につきましては、財政状況等を考慮しながら、毎年度、見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

●10番紫藤政則議員 それぞれお答えいただきました。何点か絞って再質問させていただきます。

最初に、子育て支援行政であります。最初の質問でも申し上げましたとおり、子どもの未来というものを社会全体で支えていくという非常に大きなテーマであります。年少人口の減少が著しいということをお知らせしましたが、14歳までの年少人口2020年1,520人、これが10年後には911人、そして20年後、2040年には565人という国立社会保障人口問題研究所の推計が美唄市の人口ビジョンに示されています。これは、美唄市全体の人口、2020年2万200人、2030年1万5,170人、2040年1万900人と、こういう推計、それぞれの減少率見ましても、高齢人口、それから生産年齢人口見ても、年少人口の減少率が一番高いわけです。これらの人口減というものを踏まえて、この地域で子育ての支援というのをどのように行われるのか。私は、国の法律が

できた、しかし、既に取り組んでいるものもあるわけであり、是非、主体的にこの問題に取り組むスタートにしていただきたいという思いがあります。まず、全庁的にお取り組みになる、総合的というお答えありましたが、これは、包括的な支援につなげてかなければならないと言われております。各部署の支援をつなぐ仕組みが必要だと思います。縦割り行政の排除と言われておりますけど、支援を必要とする子ども、保護者がこぼれ落ちている。支援が行き届いていない。そういう世帯の把握、これが実態調査のさいたるものではないかと思うわけであり、是非、これらの子どもの状況をどのように実態を把握するかという事で、全庁的な体制を構築というのを口で言うのは簡単ですが、その体制を一つの制度として、いわば行政側が持つというのは、非常に大変な作業があると思います。配置する職員もそうであります。まず、学校がやはりプラットフォーム化という表現に使われておりますけれども、子どもと接する一番身近で、常に子どもの状況を把握できる場所です。この学校の問題意識という事が今、問われているような気がいたします。あわせて、行政でも例えば、今回、水道の問題が出ておりますが、水道料金の未納で、水道を止められている家はないのか。それから、税の未納の状況はどうか。こういったことが、子どもの貧困を把握するための行政データだと思います。これらは、機能してお互いに連携しあわなければならないという体制を構築するというのが、私が必要だと思うのですが、これらのお考えをまず伺いたい。

それと、ちょうど2017年になりますけれども、北大と北海道、そして札幌市が子どもの貧困調査を先行して実施をいたしました。北大の松本教授のお話を札幌で聞く機会がございました。松本先生は、美唄市にお呼びをして、当時の教職員団体や労働団体とあわせまして、直接、子どもの貧困問題について学習をした記憶がございます。道がやった時も、札幌がやった時も、常に大学と共同での調査であります。分析もそうであります。やはり専門家の目を見て、そして、それを行政はどのように生かしていくのかということを実践したわけであります。私は、この実態調査の段階から、専門家の知見や助言をいただく体制というのを作っていくべきだろうと思うのですが、お考えを聞かせをいただきたいと思います。

水道行政について1点、伺います。今日まで、一般質問で多くのご発言がございました。私は、これらを是非、この教訓を生かして、今後の将来構想につなげていくべきだろうという視点で申し上げたいと思います。これは、市長が具体的にどういう行動をとったのかということがかなり厳しい視点で指摘があったわけであります。市長は責任者でありますから、全ての課題を、全ての問題を、批判を、市長は受ける、これはしょうがない。私は、今回の水道事故を見て、職員がプロであって、技術者がいるわけであります。技術の継承問題が出ておりましたけど、専門家がどう判断するか、このことが一番大事であり、寒い間、本当に厳冬期でありましたから、職員も苦労した。もちろん市民の皆さんもこの問題で大変な思いをされたということは当然でありま

すが、私は是非、職員にご苦労さんという労いが必要だろいという気がいたします。それと、コロナの対策で国は、月400時間近い残業したとかという新聞が出ておりました。ご案内のとおり、100時間で過労死であります。80時間が3か月続く、これも過労死であります。過労死ラインを大幅に超える労働条件、労働実態が国の厚生労働省、労働安全を管轄するところで起きていた。私は職員も不眠不休でこの作業にあたられたと、げっそりと頬がこけた職員も私は見ました。この辺、是非、遺漏のない健康管理体制、まだまだこの作業は続くわけであります。お聞きをすると、取水のポンプの見張りも、どなたがやるかわかりませんが、24時間おやりになる。緊張した作業がこれからも続くわけであります。やはり、職員が結束をして、過日の質問にもありましたけれども、いい仕事やっただと、やはり達成感につなぐということが大事でありますから、是非、市長はそういった意味でリーダーシップをとっていただきたいという思いであります。この水道事故を是非、将来構想につなげていただきたいということで、一点お聞きしたいのは、最初にお話ししましたけれども、これは料金も上げなければならない。令和4年に料金改定をしなければならない。それから公共施設の総合管理計画の中に長寿命化の議論もありますけれども、膨大な額のインフラ整備がこれからはなければならないということでもあります。恐らく、これを見ただけで、やれるわけないだろうと思うぐらいの額であります。そして市民の皆さんは、やはり安く、そして安心できる水の供給を求めざるわけあります。しかし、それは現状を

見たら、まず困難な美唄の実態にあるということですから、7期計画のスタート、来年からスタートするというので、きっかけにして、是非、市民の皆さんとワークショップを重ねて、このライフラインの大切さを考える機会にもしてほしいし、この水の事業の将来構想をつくり上げていただきたいと思うのです。是非、先進事例がありますから、私も様々な取り組みについて、少し勉強させてもらいました。やはり、どういったって、最も大切なライフラインであります。人事でないという気持ちの市民の方がいると思います。文句を言ったり、それから、励ましの言葉よりは、どなり散らしたりした方もいらっしゃるかもしれない。しかし、これは水のライフラインの大切さということを改めて考え直したといいましょうか、そういうきっかけでもあるわけですから、私は是非、そういった意味で市民の皆さんが見えるようにすると、そのための実効性のある将来推計を考えていただきたいと思います。ちょうど10年前に6期計画を作ったと、桂沢のいわゆる浄水場の管理費が膨大になる。当時美唄で10億という負担金がでていた。持分量の負担金で10億、その時に美唄ダム1本でできないから、桂沢と美唄、2水系を維持していく方がいいのか、あるいは桂沢水系1本にして事業を統合して、末端給水をするというのがいいのか、という議論をしたことを鮮明に覚えている。結論は2水系でいこう。それはバックアップができるからということになります。しかし今、この人口減少と経済の縮小ということが、これは抗し難い現実のものとしてあるわけですから、これらを踏まえて、しっかりとした予測

が必要です。これを市民の皆さんと一緒に予測するというわけにいかない。こういう作業を是非、原課のプロが中心になってやっていただきたい。そこに市民の皆さんが言いたい事を言い合う場になって欲しいと思うのです。言いたいことを言わないと、愚痴になって外に出ちゃう。何にも建設的な議論にならない。誰かを悪者を作ろうとする。こういうことではなくて、これもいわば、大事故の教訓だと思って、是非、お取り組みいただけないだろうか、本当に心から思っています。この辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

それから、教育行政ですけど、先ほど、就学援助で制度運用規定の整備ということありました。現行で支障ないから、要綱でいきますという教育長のお話ありました。これは、やはり教育委員会は行政委員会ですから、独立した行政委員会、教育委員会議が関与しないことにならないわけで、要綱というのは、執行側が具体的に仕事をする際のルールを決めているわけでありまして、いわば、意思機関がここには関わらないということになるわけですけど、要綱はできてるから、変わらないというのは少し聞き捨てならないと思いますので、お考えをお答えいただきたいと思います。

●市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子どもの貧困対策等についてでございますが、基本的な考え方といたしましては、この度の市政執行方針を記載してございますが、やはり地域社会、新しい命の健やかな成長があってこそ成り立つものであり、だ

からこそ、子どもは地域の宝であり、美唄の未来、希望そのものと考えております。このため、やはり美唄の地域を担う子ども達の現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、我々大人としては、しっかりと子ども達を支えていく必要があると考えてございます。子ども貧困対策につきましては、大きな柱といたしまして、教育の支援、保護者の就労の支援、生活の支援、経済的な支援、こういった4つの大きな分類がございまして、広範囲なテーマや課題を含んでいるところでございます。このため、市の対応といたしましても、全庁的な取り組み、そして、より一層横断的で密なものとしてひとつひとつの課題に包括的に取り組める仕組みづくりをつくることが非常に大事なものと考えております。このため、市ホームページの情報発信など、様々な方法を通じて、支援を必要とされる皆さんのもとに、子どもの貧困対策に関わる情報がきっちりと行き届き、さらには、子育て世代包括支援センター、これは新年度から取り組む事業でございすけども、子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、子ども巡る情報を十分把握できるよう、努めてまいるところでございます。

なお、令和3年度に取りまとめる実態調査につきましては、現状や課題などを分析、整理する上で専門家の知見も十分活用しながら、進めるよう検討してまいりたいと考えております。

それから、水道行政でございます。計画行政ということで、今後は様々な計画、策定等の整備計画等につきまして、現在立ち上げております「美唄市上下水道事業市民検討委員

会」のご意見をいただきながら、市民の皆さんの協働、一緒になって取り組んでいき、考え、市民の皆様にわかりやすくお示しできる計画にしていきたいと考えております。

また、最近の取り組みでは、病院の建替えに向けた市立美唄病院建替え基本構想・基本計画、市民委員会、これにおきまして、この間の昨年末にご提言いただいたところでございます。これについて、ご議論いただいているところでございますけども、実は、4月11日に市民説明会も予定してございます。この時は、行政の説明はもちろんですけども、市民委員会の委員長自ら参加していただいて、市民の立場から検討の経過、また、市民の中で議論のあったことを市民の皆さんに説明していただけるということも予定しているところであり、やはり、市民の皆様の視点でしっかりと、こういった問題に取り組むよう、今後とも進めてまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

現在の就学援助制度につきましては、国の制度内容を要綱で運用しておりますが、要綱の条例化につきましては、教育委員会議の中で議員のご意見を伺いながら、今後、協議、検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部、終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後 2 時 4 0 分 散会

